

規制改革会議環境TF
議事録

内閣府規制改革推進室

規制改革会議環境 TF

議事次第

日 時 平成 21 年 6 月 26 日(金)10:01～10:41

場 所 永田町合同庁舎2階 A 会議室

【議 題】

太陽光発電施設の産業利用促進について

○本田主査 本日は、お忙しいところをおいでいただきましてありがとうございます。規制改革会議環境タスクフォースで、本日は経済産業省の皆様においでいただきまして会議を始めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日は、「太陽光発電施設の産業利用促進について」ということで、議事録を公開という形で実施させていただきたいと思いますが、環境問題は御省の管轄の一つだと理解しておりますので、太陽光発電施設に関わることをお伺いできればと思っております。よろしくお願いいたします。

まず、資料を御準備いただいているようでございますので、経産省の皆様方から 20、30 分くらいで御説明いただきまして、その後、質疑ということでもよろしいでしょうか。

それでは、よろしくお願いいたします。

○中野課長 工場立地法を担当しております立地環境整備課長の中野でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の紙で、今の工場立地法の緑地に関する部分について、まず制度の御説明を簡単にさせていただきたいと思います。

法律の目的は、昭和 48 年にできましたときに公害問題がクローズアップされてきた中で、工場立地が環境保全を図りつつ、適正に行われるようにするために、工場立地に関する調査の実施、立地に関する準則、これはいろいろな数値を含めた基準を定めたものでございますが、それを公表し、これに基づく勧告、命令に従って、国民経済の健全な発展と国民の福祉に寄与することを目的とするということになっております。

制度は、工場の新增設のときに都道府県知事への届出義務があるということございまして、そのときに以下の緑地に関する基準を満たさなければいけないという仕組みになっております。

まず、1 の部分ですが、生産施設の面積の割合というものが準則によって定められておりまして、これは業種によりまして 30% から 65% までということになっております。例えば、アンモニアの製造ですとかパルプ製造のような、においとか排ガスが多く出るものについては、この割合が低く抑えられているということでございます。

それから、2 番目が敷地面積に対する緑地面積の割合を 20% を下限とするという制度になっておりますので、これが準則で 20% と定められておりますが、更に地域準則というものを定めることができるようになっておりまして、都道府県が 10% から 30% の範囲で、別途この下限を定めることができるようになっております。

それから、一昨年できました企業立地促進法におきまして、これもまた下限を市町村の判断で変えられるという規定を設けておりまして、企業立地促進法の重点地域というものになりますと、市町村が 1% から 20% の間に下げられるような規則が今はできております。

それから、緑地のほかにその他の環境施設面積というものがございまして、3 にありますとおり、その他の環境施設面積と緑地を合わせて 25% 以上とするようにという制度になっております。これは、工場立地法に基づいて準則で 25% と定められているということでございます。

それで、ここにも地域準則の規定がございまして、都道府県と政令市はこれを 10% から 30% の間で変えられるような仕組みになっております。これにつきましても、企業立地促進法に基づく特例

で1%から25%なので、市町村が条例で変えられるという仕組みになっております。既存の工場と
いいますのは、昭和48年以前に設置された工場ですけれども、ここは一応激変緩和措置として生産
施設の変更や緑地の整備をまず都道府県が求めて、順次改善していくということになっていたわけ
でございます。これが守られておりませんと、都道府県知事が勧告を行う、あるいはそれに従わな
ければ変更命令、それでも従わなければ罰則ということになっております。

それから、この規制の対象ですけれども、対象工場、特定工場と呼んでおりますが、製造業、電
気・ガス・熱供給業者ということで、規模では9,000平米以上ということですので、中堅以上の工
場が対象になっているということでございます。中小企業が外れてまいります。

届出先は都道府県になっておりまして、特定工場が市町村に立地している場合、企業立地促進法
に基づくものは市町村の条例の対象になってくるということでございます。

以上のような話を図にしたものが、次のページでございます。工場の敷地の中にはまず生産施設
面積というものがあまして、それから下に緑地と環境施設というものがあります。環境施設とい
ったときは緑地を含みますが、緑地とその他の環境施設に分かれるということです。

それで、それに入らないものがあります。真ん中のその他の施設ということで、駐車場、事務所、
研究所、倉庫等については規制がないというか、数値が定められていないということでございます。

それで、関連の条文をその次のページに挙げております。工場立地法の4条で、経済産業大臣は
関係機関と産工審の意見を聞いて準則を公表するというので、準則の中で先ほどの20、25と、あ
るいは生産設備30%から65%という数値を定めているということでございます。

工場立地法施行規則で緑地というのは、第3条条文の1項にありますとおり、樹木が成育する10
平方メートルを超える区画ということで、「イ」が10平方メートルの中に高木が1本以上あること。

「ロ」が、20平方メートルの中に高木が1本以上及び低木が20本以上あること。それから、「ニ」
が低木または芝ということで、地被植物と言われているのは主として芝ですけれども、これが10
平方メートルを超えれば緑地とみなされるということでございます。いずれも、屋上緑化も含むと
いうことになっております。

それで、準則の方で先ほど申しました100分の25という数字が定められているというのがその下
のところでございます。

それから、最後のA4横になっています紙に、現在既に措置されておりますものを挙げておりま
す。これは、平成20年に太陽光発電の導入促進が重要であるということをも法律に取り込みます。
この工場立地の規制に取り込みますために、自家発電施設として太陽光発電施設を入れている場合、
今までは生産施設の中に参入しておりましたが、これを生産施設から除外するというにいたし
ました。

あとは電気供給業、これは電力会社ですとかIPPのようなものですけれども、こちらにつきま
しても山間部、海岸部で生活環境の保持に影響がないとみなされる場合には、生産施設から除外す
るということまで措置しているということでございます。

現状の政府の状況は以上のような形でございまして、一たんここで説明を切らせていただきた
いと思っております。

○本田主査 ありがとうございます。

○中条副主査 ごく基礎的な質問をさせていただいて申し訳ないんですけども、この法律ができたときに、緑地を設定しなければいけないというのは何が目的だったんでしょうか。要するに、ほかのものでなくて緑地でなければいけないということですね。その理由というのは何だったんでしょうか。

○中野課長 ここが一番基本的な部分でございますが、当時やはり工場ができるということが周辺住民の災害とか公害に対する不安感を増すのではないかとということで、それを物理的、心理的に緩和できるものが緑地である。

それから、その生産施設面積そのものを小さくすることによって物理的に遠く見えるということで、そうした不安とか不審というものを緩和するということが必要であって、このような措置を行うことによって周辺環境の融和を図るとというのが規制そのものの目的になっております。

○中条副主査 生産施設の面積については、1のところでは上限が決められているわけですから、その残りの部分について緑地でなければいけないというのは不安感を緩和するという理由だったというのはなぜですか。

○中野課長 考え方として、緑地が持つ景観上のよさですね。景観の向上ということが1つです。

それから、緑そのものの大気浄化の効果、これは心理的なものも含めてなんですけれども、CO₂を吸収して酸素を出す。それを住民の皆さんはわかっているわけですから、そういった効果ですね。

それから、騒音・振動を軽減するというのはコンクリートよりも土、草、樹木の方がいい。木の場合であれば、音そのものを遮断する効果もあるということでございます。

それから、見た目のリラックス効果といったものも含まれます。

○中条副主査 考え方は2つあって、そういったものを軽減しなければいけないかという話がまず1つですね。

それから、次にはそういったものを軽減しなければいけないとなった場合、緑でなければいけないかという話が2つ目の論点になると整理してよろしいですか。

○本田主査 その前にもう一つだけ確認させていただきたいのですが、現在緑地を含む環境施設面積の割合の下限を、企業立地推進法に基づいて市町村が条例を定めて削減できるということになっておりますけれども、実際、どのくらいの市町村が適用して下限を下げているかは把握していらっしゃいますか。

○中野課長 そちらの方の調査というのは、やっていましたか。

○高橋係長 一応、市町村レベルで160弱が条例を定めておりまして、その下限値が幾つまでかは。

○中野課長 そこは、調査が必要かもしれないです。

○本田主査 別に新たに調査をしていただきたいというところまで申し上げているわけではございません。これが非常にたくさん適用されていて、そういう不安の緩和が積極的に市町村レベルで行われているかどうかというのを大体知りたかったのですが、恐らく余り調査されていないというところを見ると、下限を1%まで下げたというような市町村は多くはないと思っていんでしょうか。

○中野課長 数としては、ほとんどがやっているということではなく、必要と思ったところだけが

対応しているということだと思います。

これはちょっと詳しく申しますと、区域の区分ごとの基準というのは公表されていまして、住居と商業が混在する区域においては緑地面積を20%から30%ということで、20%から下に下げることができないことになっております。それで、住居と工業が混在する準工業地域におきましては15%から20%、それから工業専用地域におきましては10%から20%にしてよいという規制になっておりますので。

○本田主査 工専でも、やはり10%から20%という数字があるのですね。

○中野課長 あります。

○本田主査 ありがとうございます。

それで、中条先生の今の2つのポイントに戻ると、これを代替するものが何かあるのではないのでしょうか。

○中野課長 それで、補足しますと、その他の環境施設に当たるものというのがございまして、これは緑地と同じ効果とは言えないですけども、周辺環境にいい影響があるということで、それが噴水ですとか、池、運動場、雨水浸透施設といったものが定められているということです。

○本田主査 ここに太陽光発電装置は入らないわけですか。

○中野課長 では、そちらの方にいかせていただきますと、太陽光発電自体、こちらのやっている新エネルギー課の方で工場立地法の取り込みもあるのではないかという検討もされましたし、私どもも未来開拓戦略の中で太陽光発電を2020年までに10倍にすると書いていまして、産業の側からの貢献も必要だと思っておりますので、経済産業省として導入を促進しなければならないと思っております。

工場立地法で、先ほど申しました緑地が持っている効果と同じとは言えないと思いますけれども、何らかの形で工場立地法の規制の中で緑地と、その他環境施設をまとめて環境施設の中に太陽光発電を呼び込んでいくということについては既に検討しておりますので、何らかの形で関係者の意見、あとは関係省庁がございまして、これをよく聞きながら対応していきたいと思っております。

○本田主査 御検討はしていただいているということだったのですが、会議の方にも関連する方々から規制緩和への要望が上がってきておまして、加えて私どもで検討したこともございまして、今後も意見交換を差し支えない範囲でさせていただければと思っております。

○中条副主査 基本的な議論として、工場立地法ができたころというのは大昔であって、そのころはいろいろと厳しく環境に対応しなければいけなかったわけですが、今や企業がそれぞれ環境ということをCSRでやらないと生き残っていけないような時代になってきてしまったというところで、先ほど御説明いただいた立地法施行細則の第3条ですか、10平方メートル当たり高木が1本以上あることとか、低木が20本以上あることとか、もし何か訴えがあったら経済産業省が数えにいらっしゃるんですか。

○中野課長 それを調べに行くのは都道府県ということになるんです。

○中条副主査 それを調べに行つて何本あるか。2本あるからいいとか、とても見ていてばかばかしいとか、そういう話ですね。

昔は、やはりそれぐらいのことをやってきちんとさせないと難しかったんだと思いますけれども、今はそういう必要自体があるのかどうかという点の基本的なところはどうなのでしょう。

○中野課長 大部分は法律ができて時間がたっていますので、周辺住民の考え方というものも変わってきていると思いますが、ただ、緑の効果自体は変わっていないはずなので、私ども緑化表彰のようなものやっておりますけれども、やはり緑化に取り組むことで、あるいはこの環境施設に該当します運動場をつくって住民に開放するとか、そういうことでまさに周辺環境との融和を図っている現場というのを見ているわけです。やはりそれはそれですばらしいと思います。

ただ、それだけが周辺住民、周辺環境に貢献する方法かという御議論だと思いますので、そこは時代の流れに合わせて入れるべきものを入れていくということではないかと思います。

○中条副主査 今おっしゃった例のような話もあったり、あるいはこれは別に工場ではないですけども、流通事業者などは店の前に木を植えたりとか、そういういろいろなやり方が恐らくあると思うんですが、それを、これはいい、これは悪いという判断を一々、一つひとつやらなければいけないのかなという感じがして。せめてこの敷地面積に対する生産施設の面積の割合の上限ぐらいだけ決めておいて、あとは環境に資するようにやりなさいと言っておいて自由に任せる。よほど変なものを使ったら、それはだめですよというぐらいのところではだめなんですか。

○中野課長 だめとここで言い切るものでもないんですけども、やはり今でもいろいろなところから、特に住宅地の中では騒音、振動、臭気の問題というのは自治体に数限りなく持ち込まれていますし、多い話は後からマンションができて、工場があるからマンションが安かったはずなんですけれども、マンションに入った住民からの苦情が出るというときに、敷地いっぱい工場が建っていたらそこで対応のしようがなくなるわけです。

ですから、もともと工場の側も周辺環境等の融和を図っておくべきであるというところは今も変わらないと思いますので、そういう意味で生産施設の面積は制限すべきだと思います。

あとは、緩和する部分が緑地なのか。あるいはその時代の流れに合わせて太陽電池なのかということになってくるとと思いますので、そこは必要な見直しをやっていくべきだと思います。

○中条副主査 御方針は大体理解できたと思いますが、そうすると一つひとつ要求が出てくると、それに対応して考えて、これは認めるか、これはちょっと無理だとかということを検討していらっしゃる中に今、太陽光発電施設というものがひとつ入っているという理解でよろしいですか。

○中野課長 施行規則で定めた環境施設は運動場広場のようなものと、最後に全各号に掲げる施設のほか、工場または事業上の周辺の地域の生活環境の保持に寄与することが特に認められるものとされておりまして、これは自治体の判断で同等のものだとみなすことはできるようになっております。

○本田主査 ただ、私もそのところは少し裁量を持たせることに違和感はありませんが、2つ議論すべき点があると思っております。一点目は定められた環境施設の定義というものをどこまで広げるかということです。先ほどちょっとお聞きしますと、やはり市町村で独自の御判断を行っている自治体が余り多くないということであれば、これはもともとの工場立地法を制定された経済産業省サイドである程度のガイドラインや新しい考え方を示されるというのはひとつ大変意味がある

ことなのではないかと思えます。

二点目ですが、環境施設面積の中で特に緑地というのが25%から20%でございますので、8割近くを占める。必ずしもここも緑地としなければならないのかどうか。特に、今人件費の関係もございまして、人口密集地域から工場が出て行っていますね。そういう状況があるので、そこをもう少し考えられないでしょうか。

また、これは企業経営側からの考え方なのかもしれませんが、設備の設置においては人件費の問題があつて、設備の設置にも非常にコストがかかるということになってきますと、ますます日本の工場が日本から出て行くということを政策として促進しているような形になってしまう。それは経産省も今、指向されているところではないと思えますので、こういうことも加味してもう少しフレキシブルにできないのかということです。

○中野課長 そこはおっしゃるとおりだと思います。それもありまして、企業立地促進法では1%まで下げられるようにしたと。

○本田主査 わかるのですが、どうも市町村でいろいろほかにもやっていたら多い中で、こういうものに目を当てて見直してみようと思うには人手もなく難しいというような話も実は聞いております。

そうであれば、そこは最先端の部分を大所高所から判断できる経産省側で何らかの示唆をいただけないかということです。

○中野課長 特に建替えのときなどにこの問題が出てくると聞いておりますので、そこでだから工場が出ていくということになりますと本末転倒という面もありますから、そこで何ができるか。緑地の代わりというのを、太陽光発電という非常に環境にも有効なものをどう位置付けるかという観点で考えたいと思えます。

○本田主査 そうですね。工場からのCO₂は、若干でも減らしてもらおうと。

○中条副主査 これはここでする話ではないのかもしれないですけども、一般論として自治体が割と裁量を持ってできるという状況であるにもかかわらず、自治体が余り関心を持ってなくて、これはこのまま決まっているんだというような形で係の人がずっと固定的に考えているというようなケースがいろいろな分野であると思うんです。ですので、やはりそれは経産省の方から、ここはこういうふうにできるんだよというアナウンスをなさるだけでも、大分効果はあるのではないかと思います。

それから、もう一つはもう一步進んだ話になりますが、今のところ、これはポジティブリストで、「これはやってもいい」という形なんです。逆に、「これはやってはいけない」というネガティブリストにしてしまつて、それ以外のものはいいよという形は難しいんでしょうか。

○中野課長 生産施設の面積のところ、工場はここまでといった後、では回りはどうしましょうかというところで、駐車場、事務棟みたいなものがある中で、少なくとも緑地は20という言い方ですので、やはり環境問題というものを考えたときに、それが妥当という当時の判断だったのかと思えます。ただ、その間は事務棟を含めて何でもいいですよと、一応そういうフレキシビリティはあるということです。

ただ、ポジリストでなくてネガリストをつくるということになりますと、これはだめですといったときの「これ」の方が定義が大変になる感じがありまして、先ほどの環境施設の判断の基準というものを示してくれと自治体に言われますために、例えばオープンスペースであることとか、一般の利用に供されることで周辺の健康の増進とか教育文化の向上が図られるとか、災害時に避難場所となり得るとか、そういうもう少し定性的な言い方もしていきまして、一応これに基づいてかなり柔軟に判断いただいていると我々は理解しています。

ただ、おっしゃるとおり法律ができて時間がたっていますし、毎年説明会をやっているわけではありませんから、私どもも説明で自治体に御理解いただく部分というのは必要かと思えます。

○中条副主査 枠組みとしてはまあまあきちんとしてあるんだけれども、どれぐらい自治体の皆さんが理解しているかというところでしょうか。

○本田主査 そんなに理解されていないと思うんです。もう制定されて結構時間がたった法律でもありますし。

○中野課長 ただ、2年前に企業立地促進法ができて、市町村レベルで緩和ができるということになってから、もう160緩和されているということです。ですから、もしその区域内に入っていれば相当解決できる具体的案件というのはあるのではないかと想像されます。

ただ、そのために企業立地促進法の計画をつくるということのもまた本末転倒ではありますし、工場立地法本体の中で太陽光発電も位置付けるということは検討しておりますので。

○本田主査 一番簡単なのは、この25と20の間の5%の中に企業博物館まで入っているの、これに太陽光パネル等、環境に資するものを入れてしまうというのは1つあります。一方、緑地の20の部分をもう少し削ってもいいとすることに関しては、御検討はどのような状況なのでございましょうか。

○中野課長 そこまで検討しているということではないのですが、理論的にはそういうものがあるのかもしれないといえますか、それも排除しないで考えたいと思います。

○中条副主査 一応、企業立地促進法に基づけば1%までは下げられるわけですね。法律の趣旨としてゼロではなくて1%というのは、とにかくちょっとだけでもつくれということなんですか。

○中野課長 それも正確に言いますと、下げられるのは工業地域の中で更に商業施設とか福祉施設がないところで、1%まで下げられる。ですから、準工業地域ですと緑地は15%から20%にしてくださいということになります。

○中条副主査 これを変えようという話になれば、用途規制の基本的な考え方のところに関わってくる話になってくるんですね。

○本田主査 大枠のこういう工場立地法で20という数字をもう少しいじれるようであればいいのですが、本当に20要るのかという根拠を出すのも難しいと思うんです。どれだけ必要かを定量的に示すのは不可能に近いと思います。

○中条副主査 これは、最初は何でこうなったんですか。20という根拠は特になかったんでしょうか。

○中野課長 20でなければならないという説明は見当たらないです。

○本田主査 生産施設の面積の割合という方が、まだ例えばいろいろなシミュレーションで出せるのではないかと思います、緑地 20 というのは根拠を示すのは難しいでしょう。

○中条副主査 それが 18 か、21 か、20 かという話ではなくて、大体それぐらいは必要だよねとなった根拠というのはあるんですか。

○中野課長 この種の法律をつくり出すときは、海外を見たり、現場を見たりということによっていると思いますので、その中からひねり出された数字ではないかと思います。

○本田主査 海外におきましては、工場立地法の変遷でございますとか、こういう環境に資するような別な意味でのCO2削減に資するようなものの取扱いというのは、今はどうなっているんですか。

○中野課長 そこは、必ずしも今の状況を把握しておりませんので、この法律をつくった当初は勉強しているんですけども。

○本田主査 今後、調査をなさる御予定はありますか。

○中野課長 今のところ考えておりませんでしたけれども。

○中条副主査 学者の先生とかで、何かそういう研究をしていらっしゃる方はいらっしゃるんですか。

○中野課長 調べてみます。むしろ太陽光発電の導入の方はいろいろとやっているわけですが。

○中条副主査 太陽光発電はその中の一つで、ほかにもいろいろ出てくるかもしれないし、場合によっては全部人造の緑でもいい。その方が人件費は絶対かからないですし、さっきも主査がおっしゃっていたように生きている植物というのは大変コストがかかるわけですけども、人工的なもので、かつCO2を少なくするような機械的なものを中に持っているようなものだったら、割とコストとしては安く済むかもしれない。そんなものではだめなのかとか、そういう話だと幾らでも例が出てきそうな感じがするんです。

○吉田参事官 1点確認なんです、先ほど主査からもあったのは企業博物館とかも環境施策で読んでいるというんですが、これは工場立地法の主務省令で定めるものを言うということで明示されているんですか。

○中野課長 企業博物館というのは、省令では明記していません。

○吉田参事官 何で明記しているんですか。一般開放された体育館、企業博物館等ですが。

○中野課長 施行規則上は、そこは屋内運動施設教養文化施設という言い方になっています。

○吉田参事官 省令ですか。そうしますと、生活環境の保持に寄与というのが法律で書いてあって、企業博物館みたいなものも省令で言うところと言う生活環境の保持に寄与するというふう読み込めるといふことであれば、仮にこの環境施設というものに太陽光発電施設というものを追加したとしても、多分、法律省令も含めていじる必要はない。それで読めちゃうということですね。だから、政策判断としてどう解釈、運用するかという問題でもあるのではないかと思います。

○中野課長 一番簡単にやろうとすれば、それで。

○吉田参事官 それで、課長がおっしゃったように、何が生活環境の保持に寄与するかというふうなことに係る地域住民のとらえ方というものも大分世の中として変わってきて、場合によっては太

陽光発電設備も生活環境の向上に資するという認識にざくっと言ってなっているというふうな御判断をされれば、そういうふうな解釈で整理するというのも十分可能ではないか。そういう御趣旨の御発言ですね。

○中野課長 おおむねそうです。

○吉田参事官 そういうことであれば、非常に議論はかみ合って建設的なのではないかという気がします。

○本田主査 基本的にこれは今、敷地面積が 9,000 平米以上のところがほとんどだとすると、そのうち 5%ですと少なくとも 450、500 平米ぐらいはパネルを並べても大丈夫ということになるわけですね。

今、パネルの補助金等の担当は経産省の新エネ課でしたか。

○中野課長 資源エネルギー課です。

○本田主査 各個人の住宅にパネルを載せるというのももちろんあると思うんですが、やはりメンテ等々を考えていくと、ある程度まとまったところにきちんとメンテができるような人がいて、まとまった数を並べた方が発電効率は全然高いというのは数字も出ていますので、そういうこともあって使えないのか。工場は電力需要がある一定量ございますので、蓄電装置をつくって送電しなければいけない云々という問題が比較的少ないですね。ためた分をそこで使えるという話があると思いますので、そういう電力会社等も巻き込んだ送電、売電をどうするかとか、是非御議論を深めていただければと思います。

○吉田参事官 事務局からですが、ここで今、規制改革要望の集中受付月間というものをやっております。それで、経団連とかを始め今、経団連のホームページにもアップされているんですが、規制改革要望というものが内閣府の方に出てきていて、その関連で今、主査の方からもあったんですけども、今日の本題ではないんですが、工場立地法というのは意外と人気がありまして、3件出ています。

それで、1件は今のものですが、あとはさっき主査がおっしゃった自治体がなかなか準則を活用してくれないんじゃないかというところがあって、先ほどの新規立地工場の誘致を目指す一部の地域でしか設定されておらず、既存工場にはほとんど適用されていないというふうなことを踏まえて、要望内容として自治体が積極的に地方準則を活用し云々というようなことで、国が通達を出すべきである。通達なのかどうかは別にして、準則が活用可能なんだということを国が積極的にアナウンスしてほしいという要望が1点ございます。

それから、手続き面ですが、工場立地法の緑地面積変更に関わる手続きの見直しというようなことで、軽微な変更とか、もっと弾力化が図れないのかというふうなことで、許可が下りるのに申請許可日及び着工日を除いて 90 日を云々と書いてございます。これはちょっと細か過ぎて私もよく承知できないのですが、多分企業から見るとそういったところが先ほどおっしゃっていた間接的なコストになっていると思うので、そこら辺もそういう要望も合わせて御検討いただけると大変立地環境の整備に資するのではないかと考えております。

○中野課長 それは、経団連のホームページで見られるんですか。

○吉田参事官 出ています。6月16日に公表していますので。

○中条副主査 あと1点だけ、つまらないことを教えてほしいんですけども、緑地が屋上でもいいよと、屋上の緑地も面積に数えてあげましょうということですね。屋上でもいいということは、工場よりも高い施設であるマンションなどから見て景観的に屋上なら構わないということですか。

○中野課長 もちろん景観の問題は入っております。

○中条副主査 普通に歩いていてもこういう屋上は見えないから、回りのマンション等々から見てということですか。

○中野課長 それもありますし、先ほど言いました緑地の効果のほかに、輻射熱の緩和とか、ヒートアイランド現象の緩和とかがありまして、熱効果的なものが非常に大きいと考えられる。

それから、屋上におきましても多分、生物多様性の確保には貢献があると考えていますので、そういう意味で効果はあると思います。

○本田主査 よろしゅうございますか。

多分、お考えいただいていることは私どもの趣旨に近いところもあるかと思しますので、大変恐縮でございますが、御検討を進めていただくとともに、私どもの方としても時折意見交換などをさせていただければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

今日はありがとうございました。